

第69号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表57の項金額の欄中「第1号アの(7)、同号イの(7)または同号ウの(7)」を「第1号ア(7)または同号イ(7)」に、「第2号アの(7)または同号イの(7)」を「第2号ア(7)または同号イ(7)」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄第1号ア中「区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し」に改め、同号ア(7)中「7, 200円」を「7, 100円」に改め、同号ア(7)中「23, 000円」を「22, 000円」に改め、同号ア(7)中「61, 000円」を「57, 000円」に改め、同号ア(7)中「104, 000円」を「94, 000円」に改め、同号ア(7)中「172, 000円」を「161, 000円」に改め、同号ア(7)中「216, 000円」を「190, 000円」に改め、同号ア(7)中「234, 000円」を「203, 000円」に改め、同号中イを削

り、同号ウ中「およびイ」を削り、同号ウ(ア)中「47,000円」を「52,000円」に改め、同号ウ(イ)中「109,000円」を「122,000円」に改め、同号ウ(ロ)中「175,000円」を「196,000円」に改め、同号ウ(ハ)中「345,000円」を「386,000円」に改め、同号ウ(ニ)中「617,000円」を「691,000円」に改め、同号ウ(ホ)中「1,062,000円」を「1,188,000円」に改め、同号ウ(ヘ)中「1,964,000円」を「2,198,000円」に改め、同号ウ(ヘ)中「2,809,000円」を「3,140,000円」に改め、同号ウ(ヘ)中「3,443,000円」を「3,847,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同欄第2号ア中「の書類」を「に規定する書類」に改め、同号ア(ア)中「88,000円」を「85,000円」に改め、同号ア(カ)中「151,000円」を「140,000円」に改め、同号ア(キ)中「250,000円」を「242,000円」に改め、同号ア(ク)中「311,000円」を「284,000円」に改め、同号ア(ケ)中「336,000円」を「304,000円」に改め、同号イ(ア)中「68,000円」を「78,000円」に改め、同号イ(イ)中「160,000円」を「183,000円」に改め、同号イ(ロ)中「255,000円」を「293,000円」に改め、同号イ(ハ)中「504,000円」を「579,000円」に改め、同号イ(ニ)中「903,000円」を「1,037,000円」に改め、同号イ(ホ)中「1,552,000円」を「1,782,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「2,872,000円」を「3,296,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「4,106,000円」を「4,710,000円」に改め、同号イ(ヘ)中「5,032,000円」を「5,770,000円」に改め、同表58

の項金額の欄中「前項第1号アの(ア)から(ケ)まで、同号イの(ア)から(ケ)までまたは同号ウの(ア)」を「前項第1号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)」に、「同号アの(ア)、同号イの(ア)または同号ウの(ア)」を「同号ア(ア)または同号イ(ア)」に、「前項第2号アの(ア)から(ケ)までまたは同号イの(ア)」を「前項第2号ア(ア)から(ケ)までまたは同号イ(ア)」に、「同号アの(ア)または同号イの(ア)」を「同号ア(ア)または同号イ(ア)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同表59の項事務の欄中「場合」の次に「または同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、同項名称の欄中「場合」の次に「または管理者等が選任された場合」を加え、同項金額の欄中「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同表60の項金額の欄中「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同表60の6の項金額の欄第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表(5)の表60の6の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表(5)の表57の項から60の項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。この場合において、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る別表(5)の表58の項の規定の適用については、同項中「」の手数料を加えた額」とあるのは、

「) の手数料を加えた額) を、変更認定申請戸数で除した額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。

(説明) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備する必要がある。